

平成 21 年 12 月 17 日
原子力安全・保安院
中国四国産業保安監督部四国支部

四国電力株式会社の鉄筋コンクリート柱の折損事故に係る 最終報告書の受理等について

中国四国産業保安監督部四国支部は、平成 21 年 11 月 2 日に発生した四国電力株式会社の鉄筋コンクリート柱の折損事故について、平成 21 年 11 月 4 日付けで同社に対し、電気事業法第 106 条第 3 項の規定に基づき事故原因及び再発防止対策の報告を指示（当支部 HP にて公表済み）していました。

同社から、本日（平成 21 年 12 月 17 日）事故原因及び再発防止対策について最終報告書の提出がありました。

当支部は、同報告を受理するにあたって、同社に対し厳重注意するとともに、再発防止対策の徹底を指示しましたのでお知らせします。

1. 事故の概要

平成 21 年 11 月 2 日、香川県高松市において、四国電力株式会社の配電線の鉄筋コンクリート柱が折損により傾斜し、付近の民家の屋根、アンテナ等の一部を損傷する事故が発生しました。

当該電柱は、旧規格電柱であり、昨年 of 定期点検において中間位置に不良を発見し、当該箇所に補強措置を行っていたものの、地際部から折損したものです。

（参考）旧規格電柱とは、腐食に対する耐性の低い鉄筋を使用している昭和 44 年～平成 5 年に製造された鉄筋コンクリート柱であり、過去にも折損事故があったことから、同社は点検周期を 5 年から 3 年に短縮して点検を実施しています。

2. 原因

同社では旧規格電柱について、定期点検においてひび割れ等を発見した場合は、その程度に応じて 1 ヶ月または 1 年程度で計画的に建替することとしています。しかしながら、用地交渉等により、期限内に

建替が出来ない場合は、倒壊防止のため補強工事を実施しています。

今回折損に至ったのは、補強工事の際に地際部の不具合を発見できなかったことが原因と報告されています。

3．再発防止対策

再発防止対策としては、当該折損柱と同種の電柱で、すでに補強を行っている旧規格電柱 783 本について臨時点検を実施し、38 本へ追加補強工事を実施しています。

また、同社及び請負業者の点検担当者全員に対し、点検時の留意事項及び点検方法について周知会を開催して再徹底を図るとともに、今後も継続的な周知・徹底を行うことが報告されています。

4．当支部の評価及び今後の対応

原因の分析及び再発防止対策は妥当なものであると考えられ、今後、立入検査等により、再発防止対策の実施状況を確認していきます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課

担当者：見村課長、大久保補佐

電話：087-811-8584(直通)

平成 21・12・17 産保四第 1 号
平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭 殿

中国四国産業保安監督部四国支部長 市原 秋男

四国電力株式会社の鉄筋コンクリート柱の折損事故に係る対応について

平成 2 1 年 1 1 月 2 日に香川県高松市で発生した鉄筋コンクリート柱の折損事故に関して、本日、最終報告書の提出を受けました。

本件は、点検において不具合を発見できなかったため電柱が折損し、近隣家屋に被害を及ぼしたもので、大変遺憾であり、ここに厳重に注意するとともに、再発防止対策を徹底するよう指示します。

(電力安全課主管)